

宮古島市の民生委員・児童委員名簿

*主任児童委員含む (R3年1月1日現在)

【平良地区】

漲水	上里 秩子	保里 2区	大川 艶子	大三俵 1区	奥平 英子	東	長浜 京子
根間・下屋	新垣 カツ子	荷川 取	久高 洋子	大三俵 2区	新里 保子	栄	友利 多喜子
仲屋	渡久山 昌雄	宮原 仲間 春枝	大三俵 3区	下地 榮子	富名腰 1区	添石 久子	
旭	友利 秀和	高野 荷川取 枝美子	上角	富山 数子	富名腰 1区	平良 セツ子	
高阿良	波平 君子	添道	伊良部 節子	前比 屋	下地 節子	富名腰 2区	佐藤 タカ子
東川根 1区	平良 美千代	下崎・成川	東風平 豊美	出口	本永 初枝	富名腰 2区	友利 富美
東川根 1区	上地 栄作	福山	古謝 博美	大原 1区	名城 常一	久貝	與那覇 淳子
東川根 2区	砂川 賢司	西原	花城 和枝	大原 2区	山内 健	松原	與那覇 直子
東川根 2区	渡久山 春吉	大神・島尻	島尻 百合子	大原 2区	川満 和子	七原	與那覇 教子
東川根 3区	當山 美佐子	狩俣	根間 恵子	大原 3区	仲里 恵子	地盛・山中	佐藤 信子
東川根 3区	友利 保紀	池間・前里	小禄 有子	大原 3区	仲間 麗子	野原 越	洲鎌 多美子
東川根 4区	伊山 國昭	主任児童委員	奥濱 実馬	場	仲村 洋子	細竹・盛加	川上 文子
仲保屋	友利 ナヲ子	主任児童委員	狩俣 公一	腰	原前原 淳子	主任児童委員	宮國 芳美
保里 1区	仲宗根 啓子	南西里 2区	豊見山 伸子	腰	原西里 涼子	主任児童委員	上里 啓美
保里 2区	渡久山 明	神屋	新垣 圭子	腰	原伊志嶺 一二三		

【城辺地区】

保良	根間 敏子	福西	喜久川 多恵子	長北	伊良部 正喜	砂川	砂川 邦利
吉野	運天 きみ子	福北	友利 玄三	長中	根間 多賀生	友利	友利 隆雄
新城	新里 米子	福南	砂川 芳助	長南	平良 昭男	主任児童委員	伊良部 秀隆
七又・皆福	川満 健功	西東	福里 勝光	西西・吉田	砂川 美枝子	主任児童委員	久貝 勝宣
福東	福里 末子	加治道	平良 モリ	西中	西里 政江		
福中	垣花 涼子	比嘉	砂川 榮子	上区	喜屋武 洋子		

【伊良部地区】

伊良部 1区	平良 美智子	池間 添 2区	下地 漁子
伊良部 2区	久高 則子	池間 添 3区	久貝 芳子
仲地 1区	佐和田 立子	池間 添 4区	濱川 幸子
仲地 2区	川満 恵子	前里 添 1区	山口 淳子
国仲 1区	伊良部 照美	前里 添 2区	中村 尚司
国仲 2区	宮国 三代子	前里 添 3区	池間 澤子
長浜 1区	立津 義一	前里 添 4区	友利 テル
長浜 2区	天久 恵子	前里 添 5区	仲村 幸子
佐和田 1区	比嘉 臣雄	主任児童委員	下地 初枝
佐和田 2区	佐和田 涼子	主任児童委員	佐和田 貴美子
池間 添 1区	長嶺 吉和		

【下地・上野地区】

来間	砂川 重信	宮国 1区	宮國 サヨ子
川満	川満 美沙枝	大嶺・加山	川満 朋子
洲鎌	池間 清	上野	宮國 恵子
与那覇	上地 真理子	豊原	砂川 明有
上地	古波蔵 芳江	主任児童委員	仲地 澄子
高千穂	川満 肇	主任児童委員	川満 恵子
嘉手苅・入江	下里 初美		
新里	與那覇 京子		
野原・千代田	根間 悦子		
高田	小禄 博信		

問 福祉政策課
地域福祉係
☎ 73-1981



あなたも 民生委員 地域の 児童委員 として 活動しませんか？



欠員のある6地区(各1名)の民生委員・児童委員を募集しています。

■募集地区：北西里、大浦、南西里1区、羽立、仲原、下南

民生委員・児童委員って？

厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。地域住民の身近な相談役となり、医療や介護、子育ての不安など住民の様々な相談に応じています。そして、支援を必要としている人を行政や専門機関へつなぐ『橋渡し役』となります。任期は3年です。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。

どうやって選ばれるの？

各市町村に設置された民生委員推薦会が知事に推薦し、知事は厚生労働大臣に推薦します。これを受けて、厚生労働大臣が決定し、民生委員・児童委員に選ばれます。

主な条件として

- 75歳未満
- 社会福祉活動に理解と熱意があり、実際に活動できる方 などが 있습니다。

どんなことをするの？

【民生委員・児童委員の活動】

社会調査	生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。そのために、担当区域内の家庭を訪問することがあります。
相談	地域住民がかかえる生活上の問題について、親身になって相談にのります。
情報提供	福祉の制度・サービスの情報を提供します。
連絡通報	適切な福祉サービスを受けられるよう関係機関との間に立つ、連絡役となります。
調整	必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
生活支援	快適な生活ができるよう支援活動をします。
意見具申	生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。

たとえば…

- ・一人暮らし高齢者の見守り活動
- ・夜間下校時の安全パトロール
- ・社会福祉協議会、市、学校、警察との連携
- ・地域自治会、こども会と連携 …など

生活で困っていることは ありませんか？

福祉についてのご相談や困りごとがあれば、区域担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

秘密は
守られます

民生委員・児童委員には守秘義務があります。相談内容や秘密が第三者に知られることはありません。

